

令和4年度 南湖地区まちぢから協議会 主要事業の実績表

令和5年5月23日
第1回茅ヶ崎市地域
コミュニティ審議会
資料 1 - 1

	令和4年												令和5年																																							
	4月				5月				6月				7月				8月				9月				10月				11月				12月				1月				2月				3月							
1. 会議等の実施																																																				
★総会	★																																																			
●運営委員会					●				●				●				●				●				●				●				●				●				●				●							
▲役員会					▲				▲				▲ ▲				▲ ▲				▲ ▲				▲ ▲				▲ ▲				▲ ▲				▲ ▲				▲ ▲				▲ ▲							
2. 部会活動																																																				
□広報部会									□(広報検討)								□ □ □ □(広報検討・発行)												□(広報検討)												□ □(広報検討)	□□(広報検討・発行)										
△防災部会									△(防災訓練検討)	△(防災訓練検討)	△△(訓練計画作成)		△(防災訓練検討)△【防災訓練】	△(反省会)																							△(防災訓練検討)															
3. 特定事業																																																				
◆納涼盆おどり													◆中止(特定事業の申請せず)																																							
その他主要な事業																																																				
地域懇談会 (旧市民集会)													◆8/28実施																																							
合同防災訓練																																																				
広報紙発行																																																				
ホームページ管理																																																				
											</																																									

認定コミュニティ活動状況資料

南湖地区まちぢから協議会

(1) 認定基準への適合に関する資料

認定基準確認表	1
規約等	2～7
委員名簿	8

(2) 認定コミュニティの活動及び特定事業に関する資料

前年度の活動報告書及び収支決算書	9～13
当該年度の活動計画書及び収支予算	14～15

【参考資料】

- ・まちぢだより南湖第3号（令和4年9月発行）
- ・まちぢだより南湖第4号（令和5年3月発行）

設立趣意書抜粋（地区の特性等）

南湖地区では、6ある自治会をはじめ、福祉、青少年育成、体育振興など様々な分野で数多くの団体が活動しています。また、地域活動の拠点としての南湖会館や、各種団体の活動の場となっている南湖公民館などの施設があり、住民は互いに和を尊重し、ふれあいと助け合いのもと、おだやかな生活環境のなか、日々の生活を送っています。

近年、少子高齢化や核家族化により地域の絆は希薄になりつつあり、家族や地域で解決してきた事柄が地域の課題となり、多様化する市民ニーズへの対応が求められてきています。

このような時代の流れの中、茅ヶ崎市では平成22年4月1日に施行した茅ヶ崎市自治基本条例第25条・第26条において、コミュニティや協働について規定をし、コミュニティ活動の尊重や市民と市との協働についての考えを示しました。この理念に基づき、地域住民が地域の課題について話し合い、課題解決の方法を決め、地域のニーズに合ったサービスを展開する。こうした地域の力をまちづくりに活かそうする取り組みが、新たな地域コミュニティです。

南湖地区では、住民が和を尊重し、ふれあいと助け合いがいつまでも続く地区であり続けるために、新たな地域コミュニティの取り組みを進め、地域と市とが密接に連携・協力し、多くの住民で地域の情報を共有し、課題を発見し、その課題を解決していくため、「南湖地区まちから協議会」を設立することとしました。

認定審査基準確認表

南湖地区まちぢから協議会

審査基準		基準への適合状況（申請時）	基準への適合状況（R5年度）
(1)	申請書に、主として活動する区域が記載されているか。	申請書に活動区域の記載あり。	
	申請団体の規約に、主として活動する区域が規定されているか。	規約第2条に市長が告示する南湖地区を協議会の活動区域とする旨規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
	規約に規定された主として活動する区域が、市長の告示する区域と合致しているか。	市長が告示する区域である、審議会ファイル「別図3」と規約第2条における協議会の活動区域が合致。	・申請時と同様で変更無し。
(2)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、当該活動区域に有する、市長に届け出た全ての自治会（以下「全ての自治会」という。）が規定されているか。	規約第5条（1）に「南湖地区の単位自治会の代表」が委員である旨記載あり。	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、全ての自治会が構成員であることが明確であるか。	市長に届け出た自治会は「地区別単位自治会の名称」のとおり6自治会あり、名簿に、「地区別単位自治会の名称」に記載されている全ての自治会名が記載されている。	・申請時と同様で変更無し。
(3)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第3条第1項各号に規定された団体が規定されているか。	規約第5条（2）～（11）に規定あり。（（5）、（9）を除く。） ◆地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ （2）南湖地区社会福祉協議会の代表 （7）南湖地区民生委員児童委員協議会の代表 （8）南湖地区ボランティアセンターの代表 ◆文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ （4）西浜地区体育振興会の代表 ◆児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ （3）西浜学区青少年育成推進協議会の代表 （6）西浜学区子ども会連合会の代表 （10）西浜小学校PTAの代表 （11）西浜中学校PTAの代表	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、前項の団体が構成員であることが明確であるか。	名簿に、「規約第5条（2）～（11）（（5）、（9）を除く。」に規定される団体名が記載されている。	・申請時と同様で変更無し。
(4)	申請団体の規約に、公募により選出される構成員について規定されているか。	規約第5条（14）に規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
(5)	申請団体の規約に、申請団体の活動又は事業に活動区域の誰もが参加できることが規定されているか。	規約第10条、第22条～第26条に部会の規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
(6)	申請団体の規約に、運営が民主的に行われる仕組みが規定されているか。	規約第10条第2項及び第3項に過半数の出席、多数決といった意思決定の方法が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
(7)	申請団体に関する、目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項が規定された規約があるか。	規約第1条に名称及び主たる事務所の所在地、第2条に主として活動する区域、第3条に目的、第8条に代表者に関する事項、第10条に会議に関する事項が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
(8)	申請団体の規約に、営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れるか。		・別紙事業報告書のとおり、規約第3条に規定された目的達成に関する事業のみを行っている。

南湖地区まちぢから協議会 規約

目次

- 第1条 名称及び所在地
- 第2条 区域
- 第3条 目的
- 第4条 事業
- 第5条 委員
- 第6条 準委員
- 第7条 役員
- 第8条 役員の任務
- 第9条 役員の任期
- 第10条 会議
- 第11条 総会
- 第12条 総会の種別
- 第13条 総会の招集
- 第14条 総会の議決事項
- 第15条 総会の議事録
- 第16条 運営委員会
- 第17条 運営委員会の招集
- 第18条 運営委員会の決定事項
- 第19条 役員会
- 第20条 役員会の招集
- 第21条 役員会の所掌事項
- 第22条 部会
- 第23条 部会長及び副部会長の任務
- 第24条 部会長及び副部会長の任期
- 第25条 部会の招集
- 第26条 部会の協議事項
- 第27条 南湖会館及びしおさい南湖の管理運営
- 第28条 事務局
- 第29条 事業及び会計年度
- 第30条 経費
- 第31条 住民等からの意見等の取り扱い
- 第32条 必要事項

(名称及び所在地)

第1条 本会は、南湖地区まちぢから協議会と称し、その所在地を南湖会館（茅ヶ崎市南湖4丁目6番1号）とする。

(区域)

第2条 本会の活動区域は市長が告示する南湖地区（以下「南湖地区」という。）の区域とする。

(目的)

第3条 本会は、南湖地区の住民相互の交流と親睦を図り、共通の利益の増進、文化・福祉の向上、生活環境と自然環境の保持・改善に努め、安全・安心で住みやすい地域づくりに市と協働して取り組むことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住民相互及び各種団体の連携促進に関すること。
- (2) 住民参画の促進及び団体活動の活性化に関すること。
- (3) 地域課題を共有し、課題解決のための検討、提案及び事業の実施に関すること。
- (4) 地域のあり方や目指すべき方向性の検討に関すること。
- (5) 南湖会館の管理運営に関すること。
- (6) しおさい南湖の管理運営に関すること。
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員)

第5条 本会の委員は、次に掲げるものとする。

- (1) 南湖地区の単位自治会の代表
- (2) 南湖地区社会福祉協議会の代表
- (3) 西浜学区青少年育成推進協議会の代表
- (4) 西浜地区体育振興会の代表
- (5) 南湖地区老人クラブ連合会の代表
- (6) 西浜学区子ども会連合会の代表
- (7) 南湖地区民生委員児童委員協議会の代表
- (8) 南湖ボランティアセンターの代表
- (9) 安心安全まちづくり協議会の代表
- (10) 西浜小学校 PTA の代表
- (11) 西浜中学校 PTA の代表
- (12) 公募による者
- (13) 本会が推薦する者

2 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

3 委員の定数は、25名以内とする。

4 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(準委員)

第6条 本会に地域において活動を行っている又は事業を行っている団体からの推薦又は選出による準委員を置くことができる。

- 2 準委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置くものとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。
- (3) 書記は、会議の記録及び本会の事務を行う。
- (4) 会計は、本会の運営及び活動に関する経理事務を行う。
- (5) 監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不正の事実を発見し、総会に報告の必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

(役員の仕事及び任期)

第9条 会長は総会において委員の互選により選任する。

- 2 役員は総会において委員の中から選任する。
- 3 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。但し会長の任期は3期までとする。
- 4 補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、運営委員会、役員会及び部会とする。

- 2 会議は、各会議を構成する者の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、総会については委員のうち、委任状の提出があった者については、出席があったものとみなす。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 前2項の規定は、総会、運営委員会及び役員会に適用するものとし、部会については部会長に対応を委ねるものとする。

(総会)

第11条 総会は、委員をもって構成する。

- 2 総会の議長は、その総会において、出席した委員の中から選出する。

(総会の種別)

第12条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、年度当初に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、総会を構成する者の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第8条第5号の規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第13条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、委員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して会議の15日前までに通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第14条 総会は、次に掲げる事項を決定する。

- (1) 本会の事業報告及び決算に関すること。
- (2) 本会の事業計画及び予算に関すること。
- (3) 南湖会館及びしおさい南湖の事業報告及び決算に関すること。
- (4) 南湖会館及びしおさい南湖の事業計画及び予算に関すること。
- (5) 本会の役員を選任及び解任に関すること。
- (6) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (7) その他本会の組織及び運営方針に関すること。

(総会の議事録)

第15条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員も含む。）
- (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

(運営委員会)

第16条 運営委員会は、委員及び準委員（以下「委員等」という。）をもって構成する。

2 運営委員会の議長は、本会の会長が就く。

3 運営委員会は、委員等以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(運営委員会の招集)

第17条 運営委員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(運営委員会の決定事項)

第18条 運営委員会は、本会の事業や地域課題を協議し、次の事項を決定する。

- (1) 本会の委員及び準委員の入会又は退会の承認に関すること。
- (2) 本会の公募による委員の募集に関すること。
- (3) 南湖会館の管理運営に関すること。
- (4) しおさい南湖の管理運営に関すること。
- (5) 部会の設置、廃止及び協議の投げかけに関すること。
- (6) 各部会長の選任及び解任に関すること。
- (7) 各部会が協議した事項に関すること。
- (8) 各部会間及び各種団体間の連絡調整に関すること。
- (9) 本会に寄せられた意見及び提案事項に関すること。

(10) 住民への周知に関すること。

(11) その他委員及び準委員から提案された事項に関すること。

(役員会)

第19条 役員会は、役員をもって構成する。

2 役員会の議長は、本会の会長が就く。

3 役員会は、役員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(役員会の招集)

第20条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(役員会の所掌事項)

第21条 役員会は、次の事項を所掌する。

(1) 総会及び運営委員会に付議する事項に関すること。

(2) 総会及び運営委員会において決定された事項のうち、本会全体に係るものの執行に関する
こと。

(3) その他総会及び運営委員会の決定を要しない会務の執行に関すること。

(部会)

第22条 部会は、部会員をもって構成する。

2 部会に、部会長1名及び副部会長2名を置く。

3 部会長は、委員とする。

4 副部会長は、その部会において部会員の中から互選により選出する。

5 部会の議長は、部会長が就く。

(部会長及び副部会長の任務)

第23条 部会長及び副部会長の任務は、次のとおりとする。

(1) 部会長は、担当部会を代表し、部会の運営を総括する。

(2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときには、その職務を代理する。

(部会長及び副部会長の任期)

第24条 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠により選任された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会の招集)

第25条 部会は、部会長が必要と認めたときに招集する。

(部会の協議事項)

第26条 部会は、所掌する事項について調査・協議する。

2 部会名及び所掌する事項は、別に定める。

(南湖会館及びしおさい南湖の管理運営)

第27条 南湖会館及びしおさい南湖の管理運営は、本会の中に設ける地域施設管理運営委員会
が行う。

2 地域施設管理運営委員会の所掌する事項は別に定める。

(事務局)

第28条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、次の事項を行う。

- (1) 書記及び会計の補佐に関すること。
- (2) 茅ヶ崎市や関係団体等との連絡調整に関すること。
- (3) その他本会の運営に必要な事項に関すること。

(事業及び会計年度)

第29条 本会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(経費)

第30条 本会の経費は、補助金及びその他の収入をもってあてる。

(住民等からの意見等の取り扱い)

第31条 会議で出された意見等の他、地区の住民及び各種団体から寄せられた意見等は、事務局が取りまとめ、運営委員会に報告する。

(必要事項)

第32条 その他、本会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成26年11月7日から施行する。

(任期の特例)

2 第5条第2項及び第9条第1項に規定する任期は、この規約施行後の最初の任期に限り、平成27年度総会までとする。

附 則

この規約は、平成29年4月11日から施行する。

附 則

この規約は、南湖会館管理運営委員会の組織組み入れに伴い、令和2年8月1日の臨時総会の議決に基づき、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月23日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年4月22日から施行する。

令和5年度 南湖地区まちぢから協議会 委員名簿

令和5年4月22日現在

	役職	氏名	所属	備考
1	会長	三觜 健一	下町自治会会長	
2	副会長	亀山 計次	南湖地区社会福祉協議会会長	
3	副会長	秋本 武久	西浜安全・安心まちづくり推進協議会代表	
4	会計	石井 忠彦	南湖地区民生委員児童委員協議会会長	
5	書記	鈴木 亜由 ★	西浜学区子ども会連合会会長	
6	監事	丸山 克己	西浜地区体育振興会会長	
7	監事	久保田 勇三	推薦委員	
8		岡崎 敏一	上町自治会会長	
9		富所 重行 ★	中町自治会会長	
10		重田 誠	茶屋町自治会会長	
11		大倉 哲夫	鳥井戸自治会会長	
12		五十嵐 静一	新南湖自治会会長	
13		鈴木 葉子 ★	西浜学区青少年育成推進協議会会長	
14		倉本 政市 ★	南湖地区老人クラブ連合会会長	
15		蓮本 敏	南湖ボランティアセンターセンター長	
16		里見 栄子 ★	西浜中学校PTA代表	
17		山下 理恵 ★	西浜小学校PTA会長	
18		鈴木 暢夫	公募委員	

前年度の活動報告書及び収支決算書

南湖地区まちぢから協議会 令和4年度事業報告

1 会議等の実施

(1) 総会、運営委員会、役員会

実施日	会議の名称	主な内容等
令和4年 4月23日	定期総会	出席者：16名 報告：令和3年度南湖会館・しおさい南湖指定管理業務事業報告及び決算報告について 議事：議案第1号 令和3年度南湖地区まちぢから協議会事業事業報告について 議案第2号 令和3年度南湖地区まちぢから協議会収支決算について 議案第3号 監査報告（南湖地区まちぢから協議会） 議案第4号 令和3年度南湖会館・しおさい南湖指定管理業務事業報告について 議案第5号 令和3年度南湖会館・しおさい南湖指定管理業務収支決算について 議案第6号 監査報告（南湖会館・しおさい南湖） 議案第7号 令和4年度南湖地区まちぢから協議会及び地域施設管理運営委員会の役員を選任について 議案第8号 令和4年度南湖地区まちぢから協議会事業計画（案）について 議案第9号 令和4年度南湖地区まちぢから協議会収支予算（案）について 議案第10号 令和4年度南湖会館・しおさい南湖指定管理業務事業計画（案）について 議案第11号 令和4年度南湖会館・しおさい南湖指定管理業務収支決算（案）について 議案第12号 南湖地区まちぢから協議会規約の改正について
5月13日	役員会	定例会について
5月14日	運営委員会	定例会
6月10日	役員会	定例会について

6月11日	運営委員会	定例会
7月 8日	臨時役員会	市民集会、合同防災訓練について
7月15日	役員会	定例会について
7月16日	運営委員会	定例会
8月12日	役員会	定例会について
8月13日	運営委員会	定例会
8月20日	臨時役員会	合同防災訓練打合せ（各自治会長も役員会に参加）
9月16日	役員会	定例会について
9月17日	運営委員会	定例会
10月14日	役員会	定例会について
10月15日	運営委員会	定例会
11月18日	役員会	定例会について
11月19日	運営委員会	定例会・研修会
12月16日	役員会	定例会について
12月17日	運営委員会	定例会
令和5年 1月13日	役員会	定例会について
1月14日	運営委員会	定例会
2月10日	役員会	令和5年度の事業内容、体制、予算について
2月11日	運営委員会	定例会（令和5年度の事業内容について）
3月10日	役員会	定期総会について
3月11日	運営委員会	定例会（令和5年度の定期総会について）

(2) 部会【広報部会】

実施日	会議の名称	主な内容等
令和4年 5月29日	広報部会	「まちぢだより南湖」第4号（令和4年9月）発行について
8月 7日	広報部会	「まちぢだより南湖」第4号（令和4年9月）発行について
8月21日	広報部会	「まちぢだより南湖」第4号（令和4年9月）発行について
8月24日	広報部会	「まちぢだより南湖」第4号（令和4年9月）発行について
8月30日	広報部会	「まちぢだより南湖」第4号（令和4年9月）完成・入荷
11月23日	広報部会	「まちぢだより南湖」第5号（令和5年3月）発行について
令和5年 2月 1日	広報部会	「まちぢだより南湖」第5号（令和5年3月）発行について
2月19日	広報部会	「まちぢだより南湖」第5号（令和5年3月）発行について
3月 9日	広報部会	「まちぢだより南湖」第5号（令和5年3月）発行について
3月20日	広報部会	「まちぢだより南湖」第5号（令和5年3月）完成・入荷

(2) 部会【防災部会】

実施日	会議の名称	主な内容等
令和4年 5月29日	防災部会	合同防災訓練について
6月29日	防災部会	合同防災訓練について
7月26日	防災部会	合同防災訓練計画提出
7月27日	防災部会	車いすポテトの会
8月26日	防災部会	合同防災訓練について
9月10日	合同防災 訓練	西浜小学校にて合同防災訓練を実施 (防災資機材の内容確認と取扱い訓練)
9月30日	防災部会	反省会、来年度の計画について
令和5年 2月18日	防災部会	来年度の計画について

2 事業の実施

実施予定日	事業の名称	内容・実施体制・参加者数
令和4年8月 6日	南湖地区納涼盆おどり	中止
令和4年8月 6日	協議会活動の周知	中止
令和4年8月28日	南湖地域懇談会（旧市民集会）	【ごみ有料化後の課題について】 ・行政からの回答及び意見交換 【空き家問題対策の現状について（報告）】
令和4年9月10日	合同防災訓練	防災資機材の内容確認と取扱い訓練
令和4年9月	広報活動（広報紙の発行等）	「まちぢだより南湖」第3号発行
令和5年3月	広報活動（広報紙の発行等）	「まちぢだより南湖」第4号発行

(1) 南湖地区納涼盆おどり【中止（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため）】

実施予定日 令和4年8月6日（土）

(2) 協議会活動の周知【中止（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため）】

実施予定日 令和4年8月6日（土） ※納涼盆おどりに合わせて実施予定

(3) 南湖地域懇談会（旧市民集会）

実施日 令和4年8月28日（日）

会場 しおさい南湖

参加者 43名

- 概要 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、昨年度より引き続き、従来方式での市民集会は実施せず、今年度は「南湖地域懇談会」として議題テーマを絞り、人数制限をしながら開催した。
- 内容 令和4年4月から始まったごみ有料化後の課題（地域からの事前質問事項7項目）について、行政（資源循環課、環境事業センター）からの回答及び意見交換を行った。
- また、空き家問題対策の現状について、行政（都市政策課）からの報告及び意見交換を行った。

（4）合同防災訓練

- 実施日 令和4年9月10日（土）
- 会場 西浜小学校
- 参加者 117名（コロナ禍で2年間中止していたが、参加者を大幅に削減して実施）
- 概要 各自治会に保管されている防災資機材の内容確認と取扱い訓練を中心に、4ブース、4グループに分かれて（1）起震車と煙体験、（2）車いすの実施訓練、（3）テント付きトイレの設営訓練、（4）発電機の取扱い訓練を行った。
- 今後は、各資機材の内容情報の交換を行い、災害時により実務的な対応がスムーズに行えるようにしていく。

（5）広報活動（広報紙の発行等）

- 概要 令和4年9月、令和5年3月に広報紙「まちぢだより南湖」を発行し、南湖地区まちぢから協議会の活動を地域住民に周知した。
- また、令和4年2月にリニューアルした南湖地区まちぢから協議会のホームページを頻繁に更新し、情報発信の強化に努めた。

（6）その他

- ・令和4年 6月 5日（土） 美化キャンペーン・クリーンちがさき
- ・令和4年11月19日（土） 南湖地区まちぢから協議会研修会
- ・令和5年 1月23日（月） 南湖地区まちぢから協議会賀詞交歓会

令和4年度 南湖地区まちぢから協議会 決算書

収入の部

項目	予算額	決算額	内 訳
繰越金	88,041	88,041	
補助金	580,000	250,000	
運営等助成金	250,000	250,000	運営等助成金 250,000円
特定事業助成金	280,000	0	特定事業助成金
地区防災訓練補助金	50,000	0	地区防災補助金
雑収入	216,010	215,002	
自治会分担金	96,000	45,000	連合会:45,000円
会費	120,000	170,000	
その他	10	2	利息
合 計	884,051	553,043	

支出の部

項目	予算額	決算額	内 訳
【本部】	400,000	434,460	
事務消耗品費	50,000	15,284	事務用品、消耗品
会議費	60,000	32,232	総会費用、会議費
渉外費	120,000	6,000	研修会、連絡会負担金
事業費	120,000	192,245	地域懇談会、賀詞交歓会
その他	50,000	188,699	電波利用料、物置、プロジェクター
【防災部会】	40,000	23,055	防災訓練費用
【自治会連合部会】	50,000	0	連合会開催費用
【広報部会】	80,000	77,000	広報誌費
小 計	570,000	534,515	
特定事業費	280,000	0	特定事業
小 計	280,000	0	
予備費	34,051	0	
繰越金	0	18,528	
市への返還金	0	0	
合 計	884,051	553,043	

*なお管理運営委員会会計は別途特別会計とする。

当該年度の活動計画書及び収支予算書

南湖地区まちぢから協議会 令和5年度事業計画書

1 運営委員会・役員会

(1) 茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会の報告

行政からの依頼・連絡事項、連絡会での協議事項等の報告を行います。

(2) 各種協議

事業の実施に関する協議、協議会活動の周知に関する協議、各種団体や地域住民等の参画方法に関する協議を行います。

(3) 各委員の活動内容及び課題の情報共有

各委員の情報交換を行い、必要に応じて課題の解決に向けた検討を行います。

2 事業の実施

(1) 地域懇談会（旧市民集会）

今までのような市民集会のやり方ではなく、テーマを決めて担当部署との協議を行い、最終的に行政責任者との意見交換を行います。

(2) 南湖地区納涼盆おどりの企画運営

実行委員会を立ち上げ、前回実施の内容を踏まえて企画・実施を行います。

(3) 防災訓練

南湖地区の各自治会及び防災リーダーが主体となって企画運営を行います。

(4) 協議会活動の周知

ホームページや広報、回覧等を通じて活動の周知を行います。

(5) その他

南湖地区の見守り等に関するマップ作成事業等、地域の課題解決に向けた新たな事業を企画・実施する予定です。

3 活動周知の充実

(1) 広報紙の発行

広報紙の情報内容を検討し、定期的な情報発信を目指します。

(2) ホームページの充実

「南湖地区まちぢから協議会」のページについて管理運営体制を検討・充実し、定期的な情報発信を目指します。

令和5年度 南湖地区まちぢから協議会 予算書

収入の部

項目	予算額	内 訳
繰越金	18,528	
補助金	600,000	
運営等助成金	250,000	運営等助成金 250,000円
特定事業助成金	300,000	特定事業助成金 250,000+50,000円
地区防災訓練補助金	50,000	地区防災補助金 50,000円
雑収入	256,010	
自治会分担金	96,000	連合会:45,000円、防災訓練:51,000円
賀詞交歓会等会費他	160,000	賀詞交歓2,000x35人、研修会等6,000x15人
その他	10	利息
合計	874,538	

支出の部

項目	予算額	内 訳
【本部】	350,000	
事務消耗品費	20,000	事務用品、消耗品、印刷代
会議費	30,000	総会費用、会議費用他
渉外費	70,000	連絡会研修会、連絡会負担金
事業費	180,000	賀詞交歓会、地域懇談会他
その他	50,000	電波利用料他
【防災部会】	100,000	防災訓練費用他
【自治会連合会部会】	30,000	連合会開催費用
【広報部会】	80,000	広報費他
小計	560,000	
特定事業費		
委託料	250,000	納涼盆おどり
委託料	50,000	見守り地図作成
小計	300,000	
予備費	14,538	
市への返還金	0	
合計	874,538	

*なお管理運営委員会会計は別途特別会計とする。



まちぢだより南湖

会長挨拶

南湖地区まちぢから協議会は発足依頼「ふれあい南湖市民集会」や「合同防災訓練」また体育振興会と共に「納涼盆おどり」などの事業を実施し、地域の連携の強化を図ってきましたが、ここ2年間に渡り新型コロナウイルス感染症に苦しめられ感染症対策として多人数での集会や活動が制限されほとんどの事業活動が実施されませんでした。

今年度もスタート時には沈静化の兆しも見えましたが夏場に入りさらに感染者数が増え、前半の各行事はほとんどが中止という状態が続いております。

今後は各自治会、団体と共に工夫を凝らし情報を共有し、地域の特性を生かしながら課題解決の為に協議・活動を行ってまいりますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。

美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎

6月5日(日)早朝7時～8時30分、爽やかな晴天に恵まれた中、茅ヶ崎市・茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会主催の「美化クリーンキャンペーン茅ヶ崎」が開催されました。感染症対策を講じた上での3年ぶりの開催でした。南湖地区の皆様には、西浜中学校前信号下、サザンビーチちがさきを中心に、広範囲の清掃に取り組んでいただきました。ご参加いただいた皆様、ありがとうございました。



令和4年度 南湖地区自治会役員名簿

役職	上町	中町	下町	茶屋町	鳥井戸	新南湖
会長	岡崎 敏一	久保田勇三	三觜 健一	重田 誠	大倉 哲夫	五十嵐静一
副会長	猪原 光昭	柏木 衛	中村 勝	山口 雅也	浜元 輝喜	矢田 雅秀
副会長	佐藤 秀樹	岡田 育男	飯田 敏久	笠原 昇	津代 秀男	城 秀子
副会長	森川 雄祐					
会計	鈴木 暢夫	平田 純一	木村 勝	戸塚 勝彦	鈴木 菊夫	八十島紘

上町自治会



上町自治会は南湖地区の北東部に位置し、自治会館は金刀比羅神社境内に建てられています。一階の半分は茅ヶ崎市消防団第四分団の車庫と詰所で二階が集会場になっています。加入世帯数は550世帯で6町内会57組と子ども会を始めとする6協力団体で構成しています。当自治会では、会員各世代間の交流・親睦を図るため、盆踊り・親子ふれあい祭りをはじめ毎年多くの行事を企画し、開催しています。今まで築き上げてきた事業の成果を踏まえ、南湖地区各自治会と協力しつつ安心安全な住みやすい街づくりを目指して上町自治会は今後も活動を実施してまいります。

中町自治会



中町自治会は世帯数760世帯で国道1号線の南湖入口を500mほど南下したところから、南湖通りに沿って茅ヶ崎漁港近くまでの約1kmの細長い地域です。自治会館はやや高台の八雲神社境内の一角にあり、年間で行う諸々の行事のベースとなっております。コロナ禍で浜降祭、地引網大会、盆踊り等は中止を余儀なくされておりますが、元旦祭・どんと焼き、敬老懇親会等の行事や広報紙・回覧物の配布、防災・防犯対策、ごみ等の環境への対応、小学生の下校時の見守りや地域の安全パトロールなどを行っております。

下町自治会



下町自治会は南湖地区の南西部に位置し、西浜小学校・西浜中学校、西浜高校や太陽の郷（旧南湖院）に隣接しいつも子ども達の安心、安全を見守り、高齢者の方々と共に元気で生き生きとした生活が出来るような街づくりを目指しております。主な活動としては、春の高齢者慰安の演芸大会、浜降祭、地引網、盆踊りなどの行事や、住吉児童公園の清掃、広報紙の発行、防災・防犯対策、ごみなどの環境への対応、子ども達の登下校の見守りなどを行っております。

茶屋町自治会



江戸時代に東海道の立場茶屋として発展した茶屋町は色々な商売の店が建ち並び明治時代まで茅ヶ崎村の中心でした。現在はそれらの面影は薄れましたが、大型マンションや戸建て住居も増えつつある地域です。例年、自治会主催で納涼祭、餅つき大会、どんと焼きなどを開催しています。また浜降祭では茶屋町大神宮の神輿も参加し大変盛り上がっています。一日も早いコロナ感染の収束を願っているところです。

鳥井戸自治会



鳥井戸自治会内にある御霊神社が「鎌倉殿の13人」のTV放映で注目されています。さる6月18日（土）に開催された「茅ヶ崎食べ歩きスタンプラリー」に「御霊神社」が市内名所10カ所の一つに選ばれたこともあり、当日は役員の方々の心を込めたおもてなしで来訪者を歓迎しました。全国区になった地区を今後も大事に守っていきたく思っています。

新南湖自治会



新南湖自治会は、南湖地区で一番小さい自治会。神社や神輿は保有せず。他方、医院、美容院、介護施設を有する閑静な住宅街。商業施設ハマミーナやしろやま公園に近い便利な地域。ゴミ集積場は整備され「あなたは緊急時どこへ逃げますか」のカラー版避難地図を全家庭に配布。「カラオケ同好会」と「卓球同好会」が趣味の会。健康管理士の健康通信で会員の健康も管理。新たな活動は「高齢者声掛け」と「出張美容」で会員の評価は良好。

・東海道を有す立地にあり、古くからの文化や史実による魅力豊かな私たちの暮らす南湖地区。本地区の今昔をホームページにてご紹介しています。人・文化・芸能の歴史や史跡についての情報をご覧いただき、ぜひ南湖の魅力を再発見ください。

→ → → <https://chigasaki-machiren.org/nango/nango-presen/>



まちぢだより南湖

南湖地区地域懇談会 (旧ふれあい南湖市民集会)

南湖地区ではまちぢから協議会が中心となって「ふれあい南湖市民集会」という名称で、毎年地域で課題となっている問題を取り上げ行政の市長・副市長に出席いただいたうえで担当課と協議をしてまいりました。

今年度からは名称を変更し、課題のテーマを4月からスタートした、ごみの有料化についての効果の確認と有料化に伴い発生した新たな問題について議論を行いました。

有料ごみ袋の料金について、自治会未加入者の多いアパートへの情報の再徹底、不適正排出や不法投棄者への対応、等々について協議を行い、引き続きの検討が必要な事項等については継続して担当課と協議をしてまいります。



懇談会の様子

合同防災訓練

9月10日(土)西浜小学校にて、参加人数を大幅に縮小して3年ぶりに合同防災訓練を実施しました。起震車と煙体験、車いすの実施訓練、テント付きトイレの設営訓練、発電機の取り扱い訓練を行いました。車いすの訓練では茅ヶ崎市社協とポテトの会にご協力をいただきました。今後も引き続き各自治会保管の防災資機材について内容情報の交換を行い、災害時により実務的な対応がスムーズに行えるよう努めてまいります。



簡易トイレ・発電機などの防災資材を実際に組み立てての情報交換や起震車体験など行いました。



南湖ふれあいまつり

第19回目となる南湖ふれあいまつりが11月13日(日)南湖会館にて開催されました。開会式では佐藤市長をはじめ来賓の方々よりご挨拶をいただき、これまでの南湖地区の発展を祝いました。規模を縮小しての開催でしたが、「コロナを克服」「南湖コミュニティを取り戻そう」を合言葉に、太極拳、詩吟、フラダンス等、会館を利用する多彩なサークル活動の発表や展示、西浜小学校1年生の作品、喫茶コーナー等で賑わいました。



作品展も発表もみんな笑顔で楽しみました♪



【南湖地区社会福祉協議会】

【健康長寿祝い品配布】 コロナ禍のため中止となった福祉のつどいを補う事業として85才以上の在宅高齢者300名の皆さんに健康長寿祝い品を自治会を通じてお配りし、健康に留意した生活を確認しました。

【宅配給食の配布】 11月17日、民児協の皆さんによる手作り弁当を89名の方にお配りし、温かな家庭の味を大変喜んでもらえました。民生委員・児童委員は3年間の任期最後で、楽しくお弁当をつくれたことを嬉しく思います。



白和えが絶賛された
手作り弁当

【西浜学区青少年育成推進協議会】



西浜学区青少年育成推進協議会は、おやため交流会（子を持つ親のための交流会）「スマホを持った子どもの世界～親が知るべきトラブル対処法～」を10月1日に南湖公民館で開催しました。この事業は、西浜小学校PTA、西浜中学校PTA、南湖公民館と共催したものです。当日は、元中学校教員の古郡隆文氏が講演を務め、スマホを持ってからの子どもたちの生活、交流、トラブルなどをさまざまな実例を交えて講演していただきました。子どもたちを「被害者にさせない」「加害者にさせない」「依存症にさせない」ために親ができることを学びました。

【西浜地区体育振興会】

新春恒例の高南一周駅伝競走大会が、1月9日(月)成人の日の晴れ渡った空の下、柳島スポーツ公園周辺コースで開催されました。

西浜地区は、コロナ禍で3年ぶりということで選手集めに苦労しましたが、当日は小学生、中学生、高校生の若い選手の活躍と、社会人選手のサポートで襷を繋ぐことができました。

男子はAチームが3位、Bチームが20位、小学生はAチームが4位、Bチームが6位という結果でした。また女子Aチームはスタートからリズムよく襷を繋ぎ19年ぶりに優勝することができました。

早朝より寒い中、応援して下さった地域の皆様、ありがとうございました。

たくさんの応援

ありがとうございました！



【日本の年越し事業 しめ縄づくり】

南湖公民館で毎年行っております「日本の歳越し」事業は今年も新型コロナウイルスの感染が収束せず例年通りの形では実施出来ませんでした。

餅つき大会は今年も中止し、しめ縄作りだけを大幅に人数を制限しマスク着用等コロナ対策を徹底したうえで、12月3日(土)2部形式でそれぞれ20名を4班に分け地域の人達の指導で実施いたしました。



【しおさいサロン感謝状受賞】

11月23日 市社会福祉協会の第39回社会福祉大会に於いて永年のサロン事業運営により地域高齢者に集う場を提供し、健康長寿に貢献した功績に対し感謝状が授与されました。また同時に、永年福祉活動にたずさわってきた民生児童委員の松田幸子さんが感謝状の授与を受けました。おめでとうございます。

